

日本マッサージ新報

令和3年1月15日（金曜日） 第88号



公益社団法人日本あん摩マッサージ
指圧師会のシンボルマーク

発行

公益社団法人 日本あん摩マッサージ指圧師会

発行人：安田 和正

編集・印刷人：野本 矩通

事務局内で製版・印刷・製本

〒169-8664 東京都新宿区西早稲田 2-18-2

日本視覚障害者センター内

電話：03-3200-0031

F A X：03-5285-9003

振替口座：00140-7-122100

Eメールアドレス：info@nichimakai.or.jp

目次

巻頭言「着実・忍耐」 会長 安田 和正	p 2
地域ブロックからの、現状報告	p 3
療養費について	p 7
あん摩師等法19条裁判ニュース	p 9
無免許業種「株式会社りらく」が医療従事者に向けて リラクゼーションサービスを提供した問題点に抗議	p 10
（一社）愛媛県視覚障害者マッサージ師会中央学術研修会のご報告	p 12
千葉県活動報告	p 13
令和2年度 三療研修会開催・計画のご案内	p 14
あはき療養費新施術管理者に対する研修開催が令和3年1月から開始 「マイナンバーと療養費(保険証情報の取得)／ マイナンバーと免許(手続きの簡略化)」	p 16
「YouTube チャンネルのご紹介」	p 17
名刺広告	p 18
日本マッサージ新報のメール配信 希望者募集のお知らせ	p 20
編集後記	p 20

巻頭言

「着実・忍耐」

公益社団法人日本あん摩マッサージ指圧師会

会長 安田 和正

令和3年を迎えるにあたりまして会員みな様に慶賀の意を表したいと思います。

本年もどうぞ宜しくお願いいたします。

さて今年は丑年、忍耐と着実に物事を推進する年と言われています。

令和2年は、未曾有の新型コロナウイルスの出現により、世界中が混乱の渦に巻き込まれています。

年が明けましても未だ先の見えない不透明な状況が続いております。

そんな中、私達あはき業はその影響をまともに受け、生活の基盤が大きく脅かされております。然し乍ら、時間はとまってくれません。

こんな時だからこそ、皆で力を合わせて忍耐強く着実に目標にむかって進みましょう。

柱①あん摩マッサージ指圧の資質向上を図る。

柱②無資格無免許対策。

柱③日視連と共有して国民の保健衛生をより高めるために療養費取扱いの簡素化に勤めると共に視覚障害者のあはき業をしっかりとサポートする。



柱④全国・本部の組織化を整備・再編成をする。視覚障害担当部の設置等。

柱⑤現在のIT化時代を活用しあらゆる角度からの情報提供をする。

柱⑥あん摩マッサージ指圧業に携わる皆さんの、就労支援・育成を推進するための施術所であり研修センター設置の基礎作りをする等々。

世相不安定な要素が継続しています。「日マ会は何をしているのだ」とのお叱りを頂くことが多々おありと思いますが、あはき業界にとりましても、色々な意味で今はその正念場を迎えていると思います。コロナ禍の中、本会の運営も厳しい状況にあります。公益社団法人としての責務を果たしながら、この難局を皆さんと一緒に乗り切っていかなければなりません。新たなる飛躍に向けて我慢強く元気で望みましょう。その為には会員・賛助会員の皆様を始め、多くの関係者のみなさまのご支援・ご協力・ご理解を賜りますよう心よりお願い申し上げます。事務局を始め執行部も懸命に頑張っております。魅力ある日マ会にするために皆さんからのお声をどしどしお聞かせ下さい。あん摩マッサージ指圧の底力を力強く伝承しましょう。

「日マ会はあなたをしっかりと、サポートいたします！」

地域ブロックからの、現状報告

北海道ブロック

理事 河川 誠

北海道の状況を報告します。

令和2年に発生した新型コロナウイルスの感染に伴い、札幌市内のホテルは軒並み前年を大幅に下廻り、出入りのマッサージ業者はあおりを受けております。

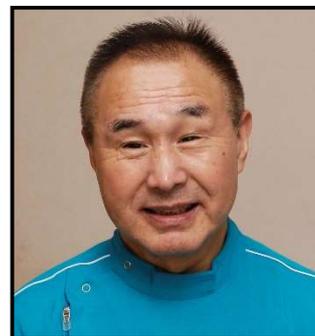
又、訪問マッサージにつきましても、高齢者施設の出入り禁止。一般患者も数が減少しており、業者も事業縮小を強いられております。今後はマッサ



ージをどのように展開するかを、本会が中心となって真剣に考えなければなりません。

東北ブロック

会員 南館 邦士



アマ師等法19条違憲訴訟は最高裁まで争うと予測されていますが、私も仙台地裁の口頭弁論を4回傍聴し、その都度お会いした安田会長の、国の勝訴を願い3地裁の口頭弁論をほぼ毎回傍聴されているという熱意に感化されて本会に入会して2年目、このコロナ騒動です。感染拡大の不安による患者の激減そして、判決しただけではこの業界の生死に関わる裁判など、過去に経験のない重大な事象ばかりです。このような時だからこそ、日マ会は三療で社会に貢献することを理念に、会員は共通の意識の元、国や自治体に我々の声を届けるため、相互に団結を強固に、明るい未来を手にすることを目指し邁進しようではありませんか！

関東ブロック

理事 田村 光弘



東京・神奈川・千葉・埼玉各県ともに本年はコロナ感染予防の為に神奈川・千葉・埼玉合同研修会など中止しました。各県で毎月行う研修会等は、感染予防をしながら行いました。

訪問マッサージ等は老人施設等などの出入り禁止等で、我々施術の縮小を強いられております。

令和3年は、皆様のより良い年になるよう、頑張りましょう。

中部ブロック

理事 高村 将司

一般社団法人愛知県鍼灸マッサージ師会では例年ですとマッサージ健康講座、マッサージ臨床補習講座を開催。無資格者の情報収集をして保健所に情報提供。



名古屋ウィメンズマラソン、各地区のマラソン大会等に施術ボランティア等マッサージの普及に努めておりますが、今年度はCOVIT-19の影響でほとんど開催出来ておりません。無資格者問題に関しましては保健所との対応になり、先日にも総務省行政評価

「消費者事故対策に関する行政評価・監視～医業類似行為等による事故の対策を中心として～」にありますように、無資格者が「マッサージ」と表記してあれば資格者と誤認する虞があるということで表記しないよう言ってくれたのですが、現在ではあはき法は資格者に対する法律だからと無資格者には関知しないです。マッサージ師の地位向上のため、このような問題を日マ会

には運動していただき、地方での活動をしやすくしていただくよう要望いたします。

近畿ブロック

京都府あん摩マッサージ指圧師会 武 秀樹

ご無沙汰していました。令和の幕開けとともに再結成した京マ会です。初年度（亥年）は、体制を整えるのに猪突猛進してきました。2年目（子年）は、子たくさんを目指して会員増加に取り組みましたが現在55名で



す。3年目（丑年）は一般社団法人を目指して、歩みは遅いものの確実に進んで参ります。皆さん、ご指導・ご鞭撻のほど宜しくお願いいたします。

中国ブロック

理事 片岡 美佐子

中国ブロックでは30年以上前より持ち廻りで各県視覚障害者団体と日マ会組織会員との共催で、年1回一泊二日で実施しています。

一日目は意見交換会と交流会、二日目は一日手技療法を中心とした研修会を行っています。令和3年度は岡山県が当番です。

10月か11月ごろに予定していますので、関係の皆様にはよろしくお願い申し上げます。



四国ブロック

理事 楠 良一

当面の課題は無資格者対策は当然ですがコロナの影響も在り、有資格者の中でも健常者と視覚障害者との格差が急激に広がりつつあることです。当会としては実態の収集に力を注いでいるところです。

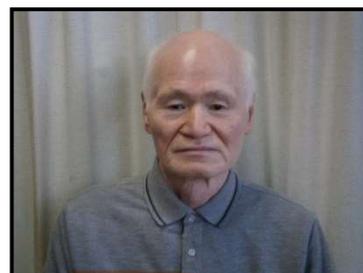


九州ブロック

理事 野上 満男

新年明けましておめでとうございます。

他の師会では、九州ブロック会議や九州鍼灸マッサージ師会連盟会議を行っています。日マ会の九州ブロックでは、2~3支部がありますが、各県に支部を立ち上げて日マ会の九州ブロックでも、情報交換を日マ会独自の研修会等を行いレベルアップと組織強化を図りたいと思っています。本会と協議して進めていきます。九州ブロックの本会会員の皆様のご協力をお願いいたします。



療養費について

第22回あはき療養費検討専門委員会（Web会議）が10月29日に開催され、令和2年度の療養費の料金改定は12月1日の施行、また、「施術料と往療料を包括化した訪問施術制度の導入」は次回の料金改定までに検討し、結論を得ることが決定されました。

以下にあはき療養費の料金改定内容について、ポイントを以下に示します。

- (1) 往療料の距離加算については、現下の状況も踏まえつつ、施術料よりも往療料が多くなっているというマッサージの現状をさらに見直すため減額することとし（4km超2700円→2550円）、施術料等に振り替える。

改善案については

① マッサージ施術料は、1局所につき、340円→350円

② 温罨法をマッサージと併施した場合

1回につき 110円加算

※変形徒手矯正術は、マッサージの加算とし、マッサージ及び変形徒手矯正術の両方を行った場合に限り、両方の料金を算定する。

③ 変形徒手矯正術をマッサージと併施した場合

1肢につき 450円加算

④ 施術報告書交付料は、300円→460円

- (2) 距離加算の廃止や施術料と往療料を包括化した訪問施術制度の導入、往療内訳表の見直しについては次回改定までに引き続き検討する。

- (3) 同一日、同一建物での施術の場合の料金について、現行の取扱いに代えて、新たな料金が考えられる。そのため、療養費支給申請書の様式を見直すことにより実態を調査。把握し、その結果を踏まえ、引き続き検討する。

- (4) その他、料金の明確化を図るため、変形徒手矯正術をマッサージの加算とする。

次に、療養費の長期・頻回施術等に関する償還払いに戻せる仕組みの施行日は、座長に一任されましたが、その後の11月12日、「令和3年7月1日」に決定されました。

償還払いに戻せる仕組みに関するポイントを以下に示します。

【保険者】

- ① 施行日以降において、初療日から2年以上かつ直近の2年のうち5ヵ月以上16回以上の施術が実施されている患者について、事前に施術回数が頻回であり、施術効果を超えた過度・頻回な施術である可能性がある旨について施術管理者及び患者に通知
- ② 「1年以上・月16回以上施術継続理由・状態記入書を確認し、併せて、施術管理者から提出させた「頻回な施術を必要とした詳細な理由」及び「今後の施術計画」を確認
- ③ 確認の結果、施術効果を超えた過度・頻回な施術が疑われる場合、施術管理者及び患者に対して通知

【施術管理者】

- ① 「頻回な施術を必要とした詳細な理由」及び「今後の施術計画」を療養費支給申請書に添付
 - ② 保険者からの確認の結果、患者に対して確認の必要があると判断される場合は、償還払いとしたうえで患者に対して施術の効果等を確認するので、あらかじめ患者に連絡
- 保険者は必要に応じて同意医師や施術者に確認のうえ、療養上必要な範囲及び限度を超えた過度な施術でないと判断できた場合、受領委任の取扱いに戻すことも可能であり、その場合はあらかじめ患者に対して通知する。

- 保険者からの通知を受けた患者が当該通知を施術管理者に示すことにより、施術管理者は、次回の請求から受領委任の取扱いを開始（再開）する。
- 施行期日 令和3年7月1日

あん摩師等法19条裁判ニュース「東京・仙台は最高裁へ！」

学校法人平成医療学園は、平成27年9月、同法人の傘下である福島医療専門学校（福島）、横浜医療専門学校（神奈川）、平成医療学園専門学校（大阪）、宝塚医療大学（兵庫）の4校に「あん摩マッサージ指圧師国家試験の受験資格の得られる養成課程」の新設を国に申請しました。しかし国は、翌年の2月に医道審議会あはき柔整分科会の審議をふまえ、あんま師等法19条を理由に同課程の設置申請を却下した。しかし、法人側はこれを不服として仙台地裁、東京地裁及び大阪地裁に申請却下処分の取り消しを求める訴訟を提起した。その後各地裁において十数回における口頭弁論を行った結果、東京地裁では令和2年5月28日に、仙台地裁では同年6月8日に何れも原告の訴えを却下し控訴審へ入りましたが、控訴審判決は、東京高裁においては12月8日、仙台高裁においては同月14日に控訴審判決が言い渡された。その結果、両高裁共にこれを却下。いよいよ最高裁での決着となった。気になるのは大阪高裁が2月25日以来審議がストップされており行方を注視したい。何れにしても、この問題は本会にとっても重要課題であり勝訴に向けて関係各団体と共に争わなければならない。募金活動をはじめ皆さんの力強いご支援をお願いいたします。



無免許業種「株式会社りらく」が医療従事者に向けて

リラクゼーションサービスを提供した問題点に抗議

令和2年7月7日付で、横浜市政策局共創推進課は、横浜市記者発表資料で「公民の共創で医療従事者向けリラクゼーションを提供します —— With コロナにおける新たな取り組み」という事業を実施すると発表した。

「株式会社りらく様のご協力のもと、医療従事者に向けてリラクゼーションサービスを提供します。新型コロナウイルス感染症に対して最前線で働いてくださっている医療従事者への精神的・肉体的ケアと、同感染症の影響により減少したセラピストの業務機会の創出に繋がるものです。今回、他の病院にさきがけ、横浜市立市民病院で本取り組みを実施します」と、内容を紹介した。

この共創推進課は、「共創フロント」を担当する部署で、その「共創フロント」とは行政と民間が互いに対話を進め、新たな事業機会の創出と社会的課題の解決に取り組むために、横浜市が設置した相談・提案受付窓口ということです。

これに対して、即座に横浜市視覚障害者福祉協会（浜視協）の岩屋芳夫会長（横浜市盲教諭）が共創推進課に問題である旨を伝えて、浜視協、大橋由昌副会長が正式な話し合いを要請するとともに、7月20日に共創推進室長・同課課長と係長を、浜視協が入居する横浜ラポール（障害者スポーツ文化センター）へ呼んで話し合いを行った。

私はこの情報を受け、単独で日マ会神奈川地域代表として8月3日に横浜市新市庁舎内の横浜市議会自民党会議室において、横浜市港北区選出の市議会議員の立ち合いのもとに、共創推進室長・同課課長と係長に対し抗議書を提出し、無資格での医療類似行為をするリラクゼーション業を提供する事に対し、強く抗議をしました。

そして8月4日、再度、横浜ラポールにおいて浜視協の方々等と一緒に2回目の話し合いを行い、皆で次のような意見を述べてきました。

第1には、リラクゼーションなどは、国家資格のない無免許業者の医療類似行為であって、あはき法（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律）の第1条免許、及び、第12条医業類似行為の制限に違反していること。カイロプラクティックとかスパとかエステだとかいろいろな名称で営業しているが、手でもんだり押ししたりたたいたりさすったりする行為は、手技療法とって、あはき師免許を有する国家資格を持った人だけが施術することができるかと規定されている。つまり、「免許」を持っていない無資格での医業類似行為は法律違反です。

第2には、横浜市は、あはき師法に準拠した職業課程を持つ盲学校を設置しているにもかかわらず、市立病院において無資格業者を公式に受け入れることは行政施策の整合性に欠けること。市は視覚障害者の職業的自立のために、あはき師の国家資格を取得させて社会に巣立たせる責務を負いながら、本事業の遂行は施策の矛盾でもあり、道義的にも許されるものではない。前述した無資格業種と同様に、リラクゼーションもまた、その業界が独自に設けた資格にすぎず、医師・看護師・放射線技師などと同様に、あはき師も厚生労働大臣免許保有者であることを再認識してほしい。

第3には、横浜市は、「(株)りらく」がリラクゼーション業者の仕事を確保するために、医療従事者への無料サービス・「社会貢献」という美名に惑わされて、無免許業種の一私企業のみへの利益供与に等しい事業の認可をしたのは、行政サービスの平等の原則に合致しないこと。

また、新聞各紙が報じているように、緊急事態宣言以降、外出を控え、人と距離を取るよう求められるなか、視覚障害者は濃厚接触を恐れるガイドヘルパーの確保も難しく、買い物にもほとんど行けない状態に加えて、視覚障害あはき業者の収入は激減しているのが実態である。あはき業は休業要請の対象外だから、「持続化給付金」も請求できず、ひたすら耐えていると言わざるを得ない。なにゆえに、市は一業者だけを優遇するのか？

「まず何よりも横浜市という公的な機関が、あはき法に違反する施策を決定したことは、法令順守が絶対の行政施策において信じがたい愚挙であるう

え、たとえ有資格者であっても、病院内で施術所をひらくことは法律で禁止されており、即刻事業を中止すべきだ」と、私たちは申し入れました。

今回の大変有意義な抗議活動をきっかけに、今後も横浜市視覚障害者福祉協会（浜視協）、神奈川県視覚障害者福祉協会、社会福祉法人日本視覚障害者団体連合関東ブロック協議会、社会福祉法人日本視覚障害者団体連合、日マ指圧マッサージ会、公益社団法人日本あん摩マッサージ指圧師会等が更に連携、連帯して、無免許業種・「法外施術」撲滅運動を継続していく必要が急務であると考えます。

ますます広がっていきますことを、願ってやみません。

（一社）愛媛県視覚障害者マッサージ師会中央学術研修会のご報告

令和2年8月23日(日) 午前10時より、松山市総合福祉センター3階クラブ活動室において、主催（一社）愛媛県視覚障害者マッサージ師会による、令和元年度中央学術研修会が開催されました。

テーマ： 「訪問診療と今後の課題」

講師： 神野一志 先生（元愛媛県立松山盲学校教諭）

参加者： 15名（会員外3名含む）

主な内容

午前中：講義

1.訪問マッサージの利用者の特徴として高齢者で施設入居者の方が多い。

複数の疾患を有し、慢性的経過を示し、回復するケースは少ない。

薬物の副作用により肝臓・腎臓の機能が低下している。

2.施術に対する注意事項として：

患者の心身の緊張をやわらげ、症状の改善を図る。

可能な限りコミュニケーションを取る。

関節の可動域、皮膚の過敏性、むくみの有無など患者の特徴を把握する。

3. 施術の上で遭遇する疾患として

脳血管の病（脳出血、脳梗塞、くも膜下出血など）

認知症（アルツハイマー型、血管性など）

午後：実技

腰痛体操、下肢の筋力強化の運動。

講師の独学の実技を披露していただいた。

総括

互いに学ぶ姿勢を持ち、マッサージの地位向上につなげてほしい。

今後の課題として施設入居者が増えるものの同意書の受領が厳しく施術者の実態も厳しい。

千葉県活動報告

第13回・神奈川・千葉・埼玉合同実技研修会

午前の部：初心者向けの受領委任制度研修会は、日マ会・理事の大場裕之先生の講師で行われました。後日研修会のおかげで大変助かりましたとの声もありました。

午後の部は元・東京医療専門学校教師、古海博子先生による、手技あん摩の実技研修会が行われました。25名の参加でした。

千葉県の総会を4月26日に行う予定でしたが、コロナ感染予防の為に中止になりました。

12月13日に千葉県知事の立候補者の応援の為、千葉県鍼灸マッサージ師会・千葉県鍼灸師会・千葉県あん摩マッサージ指圧師会の3団体で推薦状を出すことになりました。

毎月第1日曜日に実技研修会を、会員宅にて行っています。

第14回 神奈川・千葉・埼玉合同実技研修会 午前

開催日時・場所	事業内容・講師等	参加費用
2月14日(日) 会場： 八杉神社 社務所 横浜市港北区大豆戸町239 申込・問合せ 申込 日本あん摩マッサージ 指圧師会 事務局 電話 03-3200-0031 E-mail： info@nichimakai.or.jp 締め切り 令和3年2月10日(水) 定員：20名程度	研修：10:30～12:00 講師： 日マ会理事 大場裕之 先生 テーマ： 「訪問マッサージ初心者研修会」	資料代として 会 員：1,000円 会員外：2,000円

第14回 神奈川・千葉・埼玉合同実技研修会 午後

開催日時・場所	事業内容・講師等	参加費用
2月14日(日) 会場： 八杉神社 社務所 横浜市港北区大豆戸町239 申込・問合せ 申込 日本あん摩マッサージ 指圧師会 事務局 電話 03-3200-0031 E-mail： info@nichimakai.or.jp 締め切り 令和3年2月10日(水) 定員：20名程度	研修：13:30～15:45 講師： 筑波大学教授 緒方 昭広 先生 テーマ： 「非特異性腰痛症の病態把握と手 技治療戦略」	資料代として 会 員：2,000円 会員外：4,000円

あはき療養費新施術管理者に対する

研修開催が令和3年1月から開始

第21回あはき療養費検討専門委員会が昨年の9月6日に開催され、新施術管理者の要件が16時間、2日間の「研修受講」及び1年間の「実務経験」が必要となる事が決定しました。

研修の受講については、施術管理者として適切に保険請求を行うとともに、質の高い施術を提供できること。実務経験については、国家資格の取得後、施術所での実務経験が1年間必要となります。

令和3年1月から、あはき療養費の受領委任を取扱う「施術管理者」として地方厚生（支）局に新たに申し出する場合、実務経験と研修の受講が必要となります。

過去に施術管理者の経験がある方も、令和3年1月以降、新たに申し出をし直す場合、「研修の受講」が必要となります。

その後、昨年の10月28日、公益財団法人 東洋療法研修試験財団において、あはき法推進協議会代表者による第1回施術管理者研修実施委員会（日マ会の委員は安田会長、小谷田）が開催され、令和2年度に関しては、令和3年1月から神奈川（呉竹鍼灸柔整専門学校、1月10～11日）、埼玉（呉竹医療専門学校、1月30～31日）、大阪（森ノ宮学園専門学校、3月20～21日）愛知（中和医療専門学校、3月27～28日）での開催実施が決定されました。

講義内容は、第1日目が（1）職業倫理、（2）適切な保険請求、第2日目が（3）適切な施術所管理（4）安全な臨床、です。

そしてCOVID-19への対応を考慮して「WEB研修」を主眼としたものにする指示のもとに、WEB研修と通常の会場参加でも一部認めるハイブリッド方式で実施することが決定されました。

2日間での今年度の研修受講料は23,000円とし、収支実績をみて今後見直すこととなりました。

また受講者の決定は先着順とせず、募集期間中に応募した全員を抽選にかけるよう指示を受け、各会場での定員は120名~150名となりました。

募集期間はすでに終了しており、令和3年度の実施計画は年10回の開催予定です。

「マイナンバーと療養費(保険証情報の取得) /

マイナンバーと免許(手続きの簡略化)」

●令和3年3月より一部の医療機関(医歯薬)で、健康保険証に代わりマイナンバーカードが使用できるようになります。即ち月毎に行っていた保険証の提示を、持参せずともマイナンバーカードを提示すればOKということです。

政府は令和5年に、すべての医療機関で利用できる事を目標にしています。

それに伴い、我々あはき及び柔整でも対応を可能にすべく厚生労働省が働きかけています。先に述べた医療機関とあはき柔整の大きな違いは、診療・調剤報酬と異なり「療養費」を取り扱っているという点です。果たして医院や薬局と同じ扱いで良いのか？ カードの読み取り装置は整備できるのか？ 患者さんの個人情報はどこまで入手できるのか？ 往療にはどう対応していくか？等々、疑問点や問題点は沢山あります。これに関しては4団体で協議し、厚生労働省へ要望を出していく方向で話は進んでいます。

具体的にどのようなシステムになるのかは、令和3年以降、明らかになると思います。

今の段階で予測されることは、

- ・マイナンバーカードを読み取るカードリーダーが必要になってくる。
 - ・データベースから個人情報を引き出すためのシステムが必要になってくる。
 - ・マイナンバーが定着するまでは、保険証での確認も可能である等です。
- 具体的に話が進みましたら会報やネットでお伝えしますので注視してください。

●厚生労働省政策統括官（総合政策担当）付政策統括室より「社会保障に係る資格におけるマイナンバー制度利活用について」ということで、医療福祉関係の団体に対して意見の収集が行われています。現在、免許の関係する申請手続き（紙媒体や住民票等の添付）等を簡略化するために進められている政策です。

厚労省より示されている、マイナンバー制度の利活用によって期待できる事項として、

- ・住基システムや戸籍情報システムとの連携による、各種届出時の添付書類の省略
- ・マイナンバーカードの本人認証の仕組みを活用した、各種届出のオンライン化
- ・変更の届出や死亡届の申請漏れを防ぐ
- ・マイナポータルを活用した、資格所有者から第三者への資格所持の証明提示
- ・マイナポータルを活用した就職情報の提供等

が上げられています。時期については令和6年からの運用開始を目標に進められています。

以上2点がマイナンバーと我々あはきに関係する事項ですが、どちらも従来のシステムが突然通用しなくなるわけではありませんが、ご理解と心の準備をお願いします。

「YouTubeチャンネルのご紹介」

令和2年10月より動画共有サイトYouTubeに「日マ会チャンネル」を公開しました。日マ会の紹介やニュースを発信するツールとして活用してまいります。各地域での研修会やイベントの紹介もできればと考えておりますので、情報をお寄せください。未だ動画投稿数も少なく定着するまでには時間がかかりますが、よろしく願いいたします。

新年あけましておめでとうございます。

今年もよろしくお願い致します。

理事一同

公益社団法人
日本あん摩マッサージ指圧師会

会長 安田 和正

〒759-6301

山口県下関市豊浦町大字

川棚6180番地17

TEL/FAX 083-242-4247

携帯. 090-3373-0035

mail:pnhps047@yahoo.co.jp

日マ会副会長

総務・会計委員長

社保審・療養費専門委員

小谷田 作夫

〒222-0032

神奈川県横浜市港北区大豆戸町

399-9

小谷田指圧治療院 院長

携帯:090-5214-2169

公益社団法人

日本あん摩マッサージ指圧師会

副会長 笹原 稔

〒142-0054

東京都品川区西中延 1-11-4

鍼灸 マッサージ アサヒ治療院

電話 080-8855-0988

Fax 03-5751-3160

公益社団法人

日本あん摩マッサージ指圧師会

副会長 野本 矩通

〒190-0013

東京都立川市富士見町 1-19-8

TEL. 090-7175-9717

mail :

qac57769@sunny.ocn.ne.jp

公益社団法人

日本あん摩マッサージ指圧師会

理事 河口 誠

〒060-0052

北海道札幌市中央区南二条東

5-2-12 ロジェ大通東 202

河口治療所

TEL : 011-222-0004

携帯 : 090-3779-3010

Mail : 6798tdap@jcom.home.ne.jp

公益社団法人

日本あん摩マッサージ指圧師会

理事 古村 法尾

〒175-0092

東京都板橋区赤塚 6-1-21

みのりマッサージ治療室

TEL.03-5383-1744

公益社団法人
日本あん摩マッサージ指圧師会
理事 高村 将司
東桜針灸院
〒461-0005
愛知県名古屋市東区
東桜二丁目17-33
TEL.052-936-5299

公益社団法人
日本あん摩マッサージ指圧師会
理事 大場 裕之
おおば指圧治療院(埼玉県川口市)
Email :
obashiatsu01@gmail.com
twitter : @obashiatsu01

公益社団法人
日本あん摩マッサージ指圧師会
理事 田村 光弘
〒273-0048
千葉県船橋市丸山2-39-7
田村指圧治療院
TEL.047-438-8875
携帯 090-3317-4053
mail : tamura.shiat@ozzio.jp

公益社団法人
日本あん摩マッサージ指圧師会
理事 楠 良一
〒790-0062
愛媛県松山市
南江戸2-15-50
マッサージしまなみ99
TEL.089-922-6533

公益社団法人
日本あん摩マッサージ指圧師会理事
社会福祉法人
日本視覚障害者団体連合 理事
社会福祉法人
岡山県視覚障害者協会 会長
片岡 美佐子
〒710-0826
岡山県倉敷市老松町2-9-3
TEL.086-423-1646

公益社団法人
日本あん摩マッサージ指圧師会
理事 野上 満男
〒839-1321
福岡県うきは市吉井町1423
野上鍼灸院
TEL.0943-76-4036
Mail:n123@rhythm.ocn.ne.jp

日マ指圧マッサージ会 (神奈川地域)

毎月第2日曜日に定例会を実施し、情報共有や技術交流を行っております。

また、毎月の会報発行、動画サイトやSNSの活用で活動報告等も行っております。

HP【日マ神奈川】で検索

メールアドレス

nichima.kanagawa.shiatsu@gmail.com

シオノ指圧治療院 院長 塩野 泰利

東京都板橋区中板橋 17-4

TEL.03-3964-8647

HP：<https://shiono.tokyo/>

著書『肩こり・頭痛・腰痛の真犯人』

文芸社 ISBN 978-4-286-22080-2

この広告スペース1枠5000円です。

日本マッサージ新報のメール配信 希望者募集のお知らせ

日マ会では、会員の方を対象に会報のメール配信希望者を募集しております。ご希望の方は、事務局 (info@nichimakai.or.jp) まで下記の事項を記入し、お申し込みください。

1. 会員氏名
2. 配信をご希望されるメールアドレス
3. ご希望される会報のファイル形式

①PDFファイル

②メール本文への、会報本文の貼り付け

(この形式には、写真などの画像データは掲載されません。)

※メール配信を希望された方への、会報の郵送は行いませんのでご了承ください。

編集後記

日マ新報第88号をお届けします

新型コロナウイルス感染予防の影響を受け発行が6カ月遅くなりましたことをお詫びいたします。

各ブロックからの報告にご協力をいただき、全国組織としての形がより鮮明になってきたかと思えます。これを機に、横糸が増え組織の強化と拡大がますます広がっていきますことを、願ってやみません。